

マイナポイント申請支援の特設ブースを役場内に設置しています

閭町民福祉課住民係 ☎ 52-5811

9月30日まで、役場内でマイナポイントの申請受付支援を行っています。『マイナポイントって何?』『キャッシュレスって何?』『どうすればポイントがもらえるの?』という質問から、実際のポイント予約まで、マイナポイントに関することはお尋ねください。

役場内にタブレットを設置し、テレビ電話でオペレーターがスタンドスキャナーやICカードリーダーを用いてお手伝いします。オペレーターによる代理入力なども一部行いますので、安心してご利用ください。

◇場所 役場1階 西玄関特設ブース

◇時間

平日 午前8時30分～午後5時15分

◇できること

- ・マイナポイントについてのお問い合わせ
- ・マイナポイント設定

※決済サービスによっては、5月末でマイナポイントの受付を終了している事業者もあります。登録したい決済サービスについて事前にご確認のうえ、ご来庁ください。

※マイナポイント設定は、申請者本人が窓口にお越しください。

◇申し込みに必要なもの

- ・マイナンバーカード（利用者証明用電子証明書が搭載されているもの）
 - ・利用者証明書用の暗証番号（4桁）
 - ・利用したいキャッシュレス決済サービスのIDおよびセキュリティコード
- ※決済サービスによっては、申し込み前に別途、事前の登録手続きがご自身で必要な場合があります。事前の登録手続きが完了した状態でご来庁ください。
- ・公金受取口座の登録もする場合は、申請者本人名義の通帳または口座情報がわかるもの

あなたの家は地震に強い家ですか？～木造住宅の耐震診断と改修費用を補助します～

地震による犠牲者の多くは、耐震基準が厳しくなる昭和56年5月31日以前に建てられた家屋の倒壊が原因とされています。

町では、地震に対する木造住宅の安全性の向上を図るため、無料で『耐震診断』を実施し、『耐震改修』に係る費用の一部を補助します。

■対象建物（次の全てを満たすこと）

- ・昭和56年5月31日以前に着工された町内にある3階建て以下の一戸建て木造住宅（店舗などの用途を兼ねるものは、店舗などに使用する部分の床面積が延床面積の2分の1未満のもの）
- ・在来軸組工法、枠組壁工法、伝統工法のいずれかで建築されていること

■内容

◇無料耐震診断

耐震診断員を派遣し、無料で耐震診断を実施

◇耐震改修補助

- ・耐震診断の結果が倒壊の危険性があり、改修により評点を1.0以上に向上させる改修工事の費用の一部を補助
- ・補助金額 改修経費の80%（限度額100万円）

◇申込期限 11月30日（木）

◇その他

予算の範囲内での受付けとなります。

◇申込み・問合せ先 建設課土木管理係

☎ 52-5807

家電4品目の指定引取場所が変わりました

閭町民福祉課環境係 ☎ 52-5810

令和5年5月1日から、家電4品目の指定引取場所である『日本通運株式会社周南支店』の引取場所の所在地および連絡先が下記のとおり変更になりました。

※『日本通運株式会社周南支店』の情報は、ごみ出しマニュアル10ページに掲載しています。

	変更前	変更後
所在地	周南市河東町1番1号	周南市野村3丁目14番2号
電話番号	0834-22-0202	0834-63-2226
FAX	0834-21-1964	0834-63-2126